

○蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱

平成20年3月10日要綱第19号

最終改正 令和7年3月21日要綱第32号

蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害による木造住宅の倒壊等の被害を防ぐため、蕨市内に存する木造住宅の所有者に対して当該建築物の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、安全な建築物の整備の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(耐震改修)

第2条 補助の対象となる耐震改修は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に定める建築士をいう。以下同じ。）の耐震診断（財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。以下同じ。）による上部構造評点が1.0未満の建築物に対して行う次に掲げるものとする。

- (1) 一般耐震改修 上部構造評定が1.0以上になるように建築士が行う耐震改修設計及びその設計に基づく耐震改修工事をいう。
- (2) 簡易耐震改修 当該建築物が倒壊しても安全な生存空間が確保できる耐震シェルター、防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）を設置する耐震改修工事をいう。

(補助の対象となる建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、建築確認を取得し、昭和56年5月31日以前に着工された市内の木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が1.0未満であり、倒壊の危険性があると判断された、地階を除く階数が2以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反して是正の指導を受けている住宅は、この要綱における補助対象建築物としない。

(耐震改修を行う者)

第4条 補助の対象となる耐震改修を施工する者は、次の各号に掲げる改修の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 一般耐震改修 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業

者

(2) 簡易耐震改修 耐震シェルター等を設置することのできる事業者

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助の対象となる建築物の所有者とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれかとする。

(1) 一般耐震改修に要した費用に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、300,000円を限度とする。

(2) 簡易耐震改修に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修の実施前に耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書等、補助の対象となる建築物の所有者及び建築年次が確認できるもの

(2) 建築士による耐震診断の結果報告書

(3) 一般耐震改修にあつては、建築士による耐震改修計画書等、耐震改修の内容がわかるもの（耐震補強後の耐震診断の上部構造評点、補強方法を示す設計図書等）

(4) 簡易耐震改修にあつては、カタログ及び設置図面等の設置計画図書

(5) 耐震改修工事の見積書（耐震改修とそれ以外の工事とを分けたもの）

(6) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書等の審査その他必要な調査を行い、適合していると認め補助金交付額を決定したときは、耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、補助金交付額は、耐震改修費用の確定により変更する場合があるものとする。

2 市長は、前条の規定による申請書等の審査その他必要な調査を行い、適合しないと認めるときは、耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する

ものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(耐震改修の着手)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに耐震改修に着手し、工事着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(申請内容等の変更)

第10条 補助対象者は、耐震改修の内容を変更しようとするときは、速やかに耐震改修変更届（様式第5号）に第7条各号に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、耐震改修を取り止めるときには、速やかに耐震改修補助金申請取止め届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による取下げがあったときは、第8条第1項に定める補助金交付額の決定がなかったものとする。

(完了報告)

第11条 補助対象者は、耐震改修の完了後速やかに耐震改修完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修工事費用内訳書

(2) 耐震改修の内容がわかる工事状況写真

(3) 一般耐震改修を行った建設業者の建設業許可証の写し（一般耐震改修の場合に限る。）

(4) 領収書の写し

(5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による報告は、補助金の交付を申請した日の属する年度の1月31日までにしなければならない。

(補助金の交付額確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査し、現地確認の上、補助金の額を確定し、耐震改修補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、耐震改修補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、補助対象者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助対象者に対し、耐震改修補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、耐震改修補助金返還請求書（様式第11号）により期限を定めてその返還を求めることができる。

（市長の指導及び助言）

第15条 市長は、補助対象者に対して、この要綱の施行に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。